

香川県子ども女性相談センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年9月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第46号

香川県子ども女性相談センター規則の一部を改正する規則

香川県子ども女性相談センター規則（平成12年香川県規則第96号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第2項及び<u>第4項</u>に規定する業務を行うこと。</p> <p>(2) 売春防止法（昭和31年法律第118号。以下「法」という。）<u>第34条第3項</u>に規定する業務及び法第36条に規定する保護を行うこと。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(女性一時保護)</p> <p>第6条 法<u>第34条第3項第3号</u>に規定する保護（以下「女性一時保護」という。）を受けようとする者は、女性（一時保護・入所保護）申請書（第1号様式）を所長に提出しなければならない。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 センターの業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第2項及び<u>第3項</u>に規定する業務を行うこと。</p> <p>(2) 売春防止法（昭和31年法律第118号。以下「法」という。）<u>第34条第2項</u>に規定する業務及び法第36条に規定する保護を行うこと。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(女性一時保護)</p> <p>第6条 法<u>第34条第2項第3号</u>に規定する保護（以下「女性一時保護」という。）を受けようとする者は、女性（一時保護・入所保護）申請書（第1号様式）を所長に提出しなければならない。</p> <p>2～4 略</p>

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第2条第2号及び第6条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。